

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証(被保険者証)の一斉更新について

■ 保険証が新しくなります

現在使用しています保険証の有効期限が、7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたら、お持ちのピンク色の保険証を破棄し、黄緑色のものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成27年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課国保医療グループまで申し出てください。



新しい保険証の色は黄緑色です

■ 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在使用しています減額認定証の有効期限が、7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証を郵送しますので、8月1日からはお持ちの水色の減額認定証を破棄し、黄色のものをご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認のうえ住民課国保医療グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区 分 Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区 分 Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方



新しい減額認定証は黄色です

■ 医療費通知の発行を希望する方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行を希望する方を対象に医療費通知を送付しています。

なお、次の発行は、9月(平成26年1月～6月の医療費を対象)に行います。

●新たに発行を希望する方は連絡ください

新たに発行を希望する方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または住民課国保医療グループへ連絡ください(電話でのご連絡だけで手続きできます)。

○すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、

再度のご連絡は必要ありません。

○この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

■問合せ
 ・北海道後期高齢者医療広域連合
 ☎011-290-5601
 ・住民課国保医療グループ
 ☎74-3002



表彰を受ける糟川さん

5月30日、室蘭市のホテルセピアスで胆振地区老人クラブ連合会の定例総会が開催され、席上で町内の7人が、胆振地区老人クラブ連合会福祉功労者表彰を受賞しました。

町内の老人クラブで永年により役員をされた功績が評価されました。

受賞された方は次のとおり。

▽糟川 弘さん(入江クラブ)
 △板井 實さん(同)▽遠藤ハナさん(同)▽鈴木和朗さん(同)
 △澤登末子さん(同)▽瀬尾久美子さん(同)▽宮下政美さん(同)



胆振地区
 老人クラブ
 連合会
 福祉功労者
 表彰